

三鷹の森学園三鷹市立高山小学校チームたかやま規約

第一章 総則

第1条(名称・所在地)

1. 本会は「チームたかやま」と称し、所在地を三鷹の森学園三鷹市立高山小学校（三鷹市牟礼4-6-12）内におく。
2. 本会は、旧三鷹の森学園三鷹市立高山小学校PTA(略称「高山小学校PTA」を使用する)(昭和34年6月29日設立)を改組し、発展的に継承する組織である。

第2条(施行)

この規約は令和8年4月1日から施行する。

第二章 目的

第3条(目的)

本会は次の条項を目的とする。

1. 家庭・学校および社会における児童の福祉を増進する。
2. 児童の校外における生活の指導に協力する。
3. 会員相互の親和と向上をはかり教育的環境の整備改善に協力する。
4. 児童の保健衛生および心身の健全な発達に協力する。
5. 公教育の充実に協力する。

第三章 方針

第4条(方針)

本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 本会は自主独立のもので他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
2. 本会は児童の福祉のため活動する団体および機関と協力する。
3. 本会または本会事務局の名で特定の政党宗派に関係せず営利を目的とする行為は行わない。また、年中行事を除く宗教に関する活動や、政治活動を行わない。
4. 第2条の目的達成のため協議するが学校の管理や校長および教員の人事に干渉しない。
5. 本会の活動は本校に在籍するすべての児童を対象とする。

第四章 会員および活動原則

第5条(構成員)

チームたかやまは、本校に在籍する児童の保護者(またはこれに代わる人)をもって構成する。

第6条(活動の任意性と選出原則)

1. チームたかやまの活動には、全ての保護者が参加できる。
2. チームたかやまは、保護者に対して一切の活動を強制しない。また、保護者が望まないにも関わらず、活動を強制的に割り当てることを行わない。
3. 役員および担当者の選出は、本人の立候補または同意に基づくものとし、くじ引き等による本人の意に反した選出は行わない。
4. 所定の募集期間を経て担当者が定数に満たない場合は、無理な選出は行わず、当該年度の関連事業を縮小または休止する。

第7条(安全管理および保険)

1. チームたかやまは、会員が安心して活動に参加できるよう、活動中の事故や損害賠償責任に備え、適切な保険(PTA安全互助会、ボランティア保険等)に加入する。
2. 前項の保険加入に要する費用は、本会の活動費(会費)から支出する。
3. 活動中に事故が発生した場合は、速やかに事務局および学校へ報告するものとする。

第五章 組織と役割

第8条(組織・担当)

1. チームたかやまに、運営上必要な範囲において、原則として次の担当を置く。任期は原則として1年とし、再任を妨げない。
 - (1) 連絡担当
 - (2) 会計担当
 - (3) 書記担当
 - (4) 地域活動担当
 - (5) 広報担当
 - (6) 父親の会担当
 - (7) 行事サポート担当
 - (8) 事務局・ボランティアメンバー選出担当
 - (9) 会計監査担当
2. 前項の担当(会計監査担当を除く)は、必要に応じて一人の者が複数を兼務することができる。
3. (1)～(8)をあわせて「事務局」とし、相互に補完し合い、連携・協力して運営する。
4. 募集の結果、候補者が不在の担当については、当該年度は空席とし、その業務を休止、または他の担当が代行するものとする。ただし、本会の存続に関わる連絡担当および会計担当、会計監査担当は必須とする。
5. 会計担当をチームたかやまの預貯金口座の管理者として置き、その者をチームたかやまの代表者とする。

第9条(業務内容)

各担当者は、教職員と連携し、以下の業務を行う。

- (1) 連絡担当は、学校との連絡調整、総会、チームたかやま会議を招集し、進行を行う。
- (2) 会計担当は、チームたかやまの出納事務、予算・決算等、会計に関する事務を行う。
- (3) 書記担当は、チームたかやま会議の議事の記録や連絡担当の補佐を行う。
- (4) 地域活動担当は、児童の校外における生活の健全な育成に協力するため地域活動に派遣されるメンバーをまとめる。
- (5) 広報担当は、会員ならびに児童の活動を記録し校内外へ向けての会報発行を主な活動とする。
- (6) 父親の会担当は、父親の会主催のイベントの準備、実施を行う。
- (7) 行事サポート担当は、あいさつ運動、運動会等の学校行事、保護者が自主的に企画するイベントのサポートやボランティアをまとめる。
- (8) 事務局・ボランティアメンバー選出担当は、第8条に定める担当やボランティアの応募・調整などの選出に関する業務を行い、学校とボランティア希望者の調整役を担う。なお、応募が不足する場合の対応方針(活動縮小案等)の策定も行う。
- (9) 会計監査担当は、会計を監査し、チームたかやま会議に報告する。
- (10) 事務局はチームたかやま会議の決定した方針に基づいて具体的執行方策を決定するほか、チームたかやま会議に提案すべき事項について協議する。

第10条(顧問)

チームたかやまに顧問をおく。

- (1) 顧問は校長をもってこれに充てる。
- (2) 顧問は、すべての会議にも出席し意見をのべることができる。

第11条(就任)

事務局担当は総会の承認をもって就任する。

第六章 会計

第12条(会計)

- (1) チームたかやまの予算は、原則として会計担当が案を作成し、総会に付議しなければならない。
- (2) チームたかやまの活動に要する経費は、活動費(会費)とその他の収入で支弁する。
- (3) 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、予算成立前の支出は、チームたかやま会議の議を経て行う。

第七章 会議

第13条(総会)

- チームたかやまの最高議決機関として総会をおき、以下のとおり運営する。
- (1) 総会は、規約の変更、予算の承認、第8条に定める担当者の承認、その他必要な事項について審議・決定する。
 - (2) 総会は事務局の過半数が必要と認めた時、又は全家庭数の10分の1から開催要求があった際に開催する。
 - (3) 総会には、本校に児童を有する全ての保護者が参加できる。
 - (4) 総会においては、会員世帯ごとに1票を有する。総会の定足数は家庭数の3分の1(委任状含む)とする。
 - (5) 各議案は、全ての保護者が提案することができ、事務局が総会に提出する。各議案は、投票数の過半数をもって決定する。書面およびWEB開催の場合、議事は会員の4分の1以上をもって決する。

第14条(チームたかやま会議)

- 総会に次ぐ議決機関としてチームたかやま会議をおき、以下のとおり運営する。
- (1) チームたかやま会議は、決算を審議・決定するとともに、その他のチームたかやまの事業活動全般について幅広く審議・決定する。
 - (2) チームたかやま会議は、原則として2か月に1回行う。また、必要に応じて臨時に開催できる。
 - (3) チームたかやま会議の構成員は、第8条に定める各担当者および顧問とする。
 - (4) チームたかやま会議には、全ての保護者がオブザーバーとして参加できる
 - (5) チームたかやま会議においては、構成員(担当者)ごとに1票を有する。
 - (6) チームたかやま会議は、構成員の2分の1以上の出席(委任状含む)がなければ成立しない。
 - (7) 事務局は、チームたかやま構成員の3分の1以上の要請があるときは、チームたかやま会議を開催しなければならない。

第八章 解散および個人情報

第15条(解散の手順)

- 事務局が2名以上集まらなかった場合、または活動費の納入率が4割に満たない場合など、会の存続が困難と判断された場合、総会にて審議を問い、過半数をもってチームたかやまは解散できる。解散の手順は以下とする。
- (1) 三鷹市公立学校PTA連合会へ脱退の申し出をする。
 - (2) 以下の関係諸団体へ解散の報告を行う。
 - コミュニティー・スクール委員会
 - 北地区避難所運営連絡会
 - 青少年対策高山地区委員会
 - 交通安全対策高山地区委員会
 - 東部地区住民協議会
 - 高山ふれあい広場
 - 子ども避難所
 - (他、連携団体含む)
 - (3) 周年積立金および資産は、学校と協議の上、三鷹市教育委員会に申し出をし、手続きを行った上で、学校に寄贈する。
 - (4) 印刷機、コピー機等の備品は、適切に処分または学校へ寄贈を行う。

(5)活動費の残金は、三鷹市教育委員会に申し出をし、手続きを行った上で、学校に寄贈する。

第16条(個人情報保護)

チームたかやまの個人情報の保護については、別に定める「チームたかやま個人情報取扱要領」に沿って、適切に取り扱わなければならない。

第九章 付則

第17条(規約の改正)

本会の規約は、総会の議決によらなければ改正することができない。

第18条(細則)

本会の活動の遂行上必要な細則は、チームたかやま会議で定め、総会に報告する。

第19条(施行期日)

本会規約は、令和8年4月1日より施行する／令和8年5月23日より改定施行する

チームたかやま細則

第1条(対象)

この規定は保護者およびその家族を対象とする。

第2条(慶弔規定)

次の規定により弔慰金をおくる。

その金額は一律5,000円とする。

・保護者及び本校在籍児童の死亡の場合。

第3条(旅費規定)

本会の会務により出張の際は実費を支給する(管外のみ)。

第4条(細則の改正)

この細則の改正はチームたかやま会議の議決によらなければならない。

第5条(施行)

本会規約は、令和8年4月1日より施行する。

チームたかやま 個人情報取扱要領

第1条(目的)

この要領は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という)の規定に基づき、チームたかやまが保有する個人情報を保護し、チームたかやまの円滑な運営を図るため、チームたかやま担当者名簿及びその他の個人情報データベース(以下「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

第2条(責務)

チームたかやまは、活動において保有する個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報の保護に努める。

第3条(管理者)

チームたかやまにおける個人情報データベースの管理者を事務局とする。

第4条(取扱者)

チームたかやまにおける個人情報データベースの取扱者は、事務局が許可した者とする。

第5条(秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者および取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条(収集方法)

チームたかやまは、個人情報を収集するときは、その収集に際し、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示し、あらかじめ本人の同意を得るものとする。本人の同意は、入会届や確認書の提出、または電磁的方法による同意確認をもって代えることができる。

第7条(利用)

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 活動費納入、管理(運営)その他の文章の送付
- (2) チームたかやま担当者名簿の作成
- (3) 学校・地域活動における緊急時の連絡および連携

第8条(利用目的による制限)

チームたかやまは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条(管理・廃棄)

個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに破棄・消去するものとする。

第10条(保管及び持ち出し等)

個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなどの適切な状態を維持し、パスワードをかけるなどして適切に保管する。

第11条(第三者への提供の制限)

個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第12条(第三者提供に係る記録の作成等)

個人情報を第三者(前条各号に掲げる場合並びに国の機関及び地方公共団体を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 提供した年月日
- (2) 第三者の氏名及び住所(法人の場合は名称と所在地)
- (3) 提供する対象者の氏名その他対象者を特定するに足る事項
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

第13条(第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(国の機関及び地方公共団体を除く)から個人情報の提供を受けるときは、第11条各号に掲げる場合を除き、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 提供を受ける年月日
- (2) 第三者の氏名及び住所(法人の場合は名称と所在地)
- (3) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (4) 提供を受ける対象者の氏名その他対象者を特定するに足る事項
- (5) 提供を受ける情報の項目
- (6) 対象者の同意を得ている旨(法人でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条(情報開示等)

チームたかやまは、個人情報データベースに記録されている本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、利用の停止、追加及び削除を求められたときは、法に定める範囲でこれに応じる。

第15条(漏えい時等の対応)

取扱者は個人情報データベースを漏えい等(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに事務局に報告し、必要な措置を講じる。

第16条(研修)

チームたかやまは、役員および取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修または周知を実施するものとする。

第17条(苦情の処理)

チームたかやまは、個人情報データベースに記録されている本人から、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

第18条(改正)

チームたかやま個人情報取扱要領の改正は、総会において行う。

附則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。